

外国人第一種貨物利用運送事業の登録申請（外航）

○外国人事業者の定義

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- ③ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- ④ 法人であって、①～③までに掲げる者が、
 - ・その代表者であるもの 又は
 - ・これらの者がその役員の1／3以上 若しくは
 - ・議決権の1／3以上 を占めるもの

※よくある例として、日本の会社法に基づき設立された法人であっても、代表者が外国人、役員の1／3以上が外国人、出資者（議決権）の1／3以上が外国（法）人のいずれかに該当する場合は、外国人となります。

○申請方法

外航一種事業登録申請は、国土交通大臣あてに申請書を作成し、必要な書類を添付の上、国土交通省総合政策局国際物流課に申請してください。この場合、郵送により申請することもできます。

★郵送による受付については、以下の点にご留意下さい

- ①あて先には、外航利用運送担当と明記して下さい。
- ②書留等配達を証明する郵便で送付願います。
- ③受理印を捺した申請書の控えの返送を希望される方は、申請書（控え）及び必要な金額の切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。
- ④申請について、修正等が必要となる場合、申請内容に疑問点がある場合には、来庁していただく場合もあります。

○その他

- ・貨物利用運送事業については国土交通省ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05400.html>

■許認可申請書関係書類と作成上の注意

1. 【申請書】（様式1）

2. 【添付書類】

①事業の計画（様式2）

- ②利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
 ※運賃の收受に関する書類（見積書）でも可。なお契約書には以下事項を含めて下さい。
 - a) 外航船舶を利用して運送する契約である。
 - b) 公序良俗に反しないものである。
 - c) 海運業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。
 - d) 貨物利用運送事業が円滑に行われることを担保するものである。

③貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

- ・営業所について都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式3）
- ・営業所の使用権原を証する書面（様式4）

④貨物の保管施設明細（※保管施設がある場合）（様式5）

⑤定款

⑥登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）

⑦貸借対照表…直近事業年度における貸借対照表

外航一種事業を行うにあたり、以下の条件を満たしていることが必要です。
 ・財産的基礎（純資産*300万円以上）を有していること。

*純資産＝総資産－創業費その他の繰延資産・営業権－総負債

⑧欠格事由に該当しない旨の宣誓書（役員全員）（様式6）

⑨利用運送約款

(様式1)

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____
代表者氏名(役職) _____ 印
(担当者氏名: TEL: _____)
(email: _____)

外国人国際第一種貨物利用運送事業登録申請書

今般、外国人国際第一種貨物利用運送事業の登録を受けたいので、貨物利用運送事業法第35条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称 _____
住 所 _____
代表者氏名(役職) _____

2. 役員の氏名及び国籍

(役職)氏名	国籍

3. 資本金額及び国籍別等の比較

出資者	国籍	国、公共団体、私人の別	出資額	%

4. 経営しようとする利用運送事業の種類とその種類
第一種貨物利用運送事業(外航海運)

5. 事業の計画
別紙

(様式2)

別紙

事業の計画

1. 利用運送に係る運送機関の種類
外航海運

2. 利用運送の区間

国内	東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、その他地方港
国外	アジア、欧州、

3. 主たる事務所の名称及び位置

名称	位置
本社	本社と同じ

4. 営業所の名称及び位置

営業所	位置
〇〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
△△△営業所	△△県△△市△△4-5-6

5. 商号
〇〇株式会社

6. 業務の範囲
一般事業

7. 保管施設の概要

保管施設名	住 所	所有賃借別	棟 数
〇〇営業所内	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	所有	1
△△営業所内	△△県△△市△△4-5-6	賃貸	1

8. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

運送事業者	種 類	航 路	船 種	住 所	電話番号
〇〇海運(株) (代理店)〇 〇海運ジャ パン(株)	船会社	定期	コンテナ船	〇県〇〇市〇1-2-3	012-345-6789
〇〇〇(株)	利用運送事業者	不定期	RORO船	△県△△市△4-5-6	012-345-6789

1. 「外航海運」と記載。

2. 利用運送の区間

- ・「国内」には、使用する国内の港名を記載。(主要港を記載した包括的な記載も可)
- ・「国外」には仕向地を記載。この場合、地域名(例 北米、欧州、オセアニア、アジア、中東、中南米、アフリカ)でも可。

3. 本社(外航利用運送業務を統括する事務所が別にある場合は、その統括する事務所)の名称及び所在地を記載。(「本社」、「本社と同じ」でも可。)

4. 外航利用運送事業に係る営業所の一覧を記載。

- ・記載する営業所は、外航運送に係る第一種貨物利用運送を行う支店、営業所に限る。
- ※添付書類：所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、平面図(使用権原を有することを証する書類(様式4)をもって省略可)、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式3))

5. 事業の経営上使用する商号があるときはその商号を記載。

6. 特段の必要のない限り、「一般事業」と記載。

- ・特に取扱品目を限定する場合には、次のように記載。
(例) 限定品目 〇〇、△△

7. 保管施設の概要を記載。

- ・当該利用運送事業の用に供する保管施設(倉庫、上屋等)を記載。
- ・自社において保管施設がない場合は、保管施設を有しない理由を記載。
(例) 貨物の保管については、〇〇倉庫(株)に委託

8. 利用する実運送事業者又は外航利用運送事業者を記載。

- ・事業者名、種類(船会社、利用運送事業者の別)、航路(定期航路・不定期航路の別)、船種(コンテナ船、RORO船等)、住所、電話番号を記載。
- ・代理店の場合は代理店名と船会社名を記載。

添付書類（様式3）

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第36条第1項及び同法施行規則第30条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所^(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（役職）

印

（補足）

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所及び保管施設」と記載すること。

添付書類（様式4）

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第36条第1項及び同法施行規則第30条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所^(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（役職）

印

（補足）

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所及び保管施設」と記載すること。

添付書類（様式5）

保管施設の概要（記載例）

保管施設名	延床面積	構造	附属設備
× × 営業所内	〇〇㎡	鉄骨	
〇 〇 営業所内	△△㎡	鉄骨	

- ① 構造は、鉄骨、木造等の区分を記載すること。
- ② 冷蔵倉庫等特殊な保安施設についてはその旨、注記すること。
- ③ 附属設備の欄には、盗難防止装置、火災防止装置等について記載すること。

添付書類（様式6）

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第38条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 ○ ○ ○ ○ 印（個人印）
（又はサイン）

- （注1）申請時における全役員の宣誓書を添付する。
- （注2）新規法人の場合は、発起人、社員、または設立者の宣誓書を添付する。

運賃及び料金の設定の届出（外航）

外航貨物運送に係る貨物利用運送事業を行おうとする者は、**第一種貨物利用運送事業の登録をした後、運賃及び料金設定の届出をする必要があります**。運賃及び料金を新たに設定した場合（変更も含む）、その日を基準日に30日以内に下記の書類を国土交通大臣あてご提出してください。（運賃及び料金を変更した場合も同様です。）

1. 提出書類

①運賃料金設定(変更)届出書（様式7）

②基本運賃率表及び適用方法

以下及び関係法令(参考2)により基本運賃率表と運賃の適用方法を示した書類を作成し、運賃料金設定(変更)届出書に添付してください。

2. 届出のあて先及び提出先

国土交通大臣あてに本省総合政策局国際物流課又は各地方運輸局海事振興部等、沖縄総合事務局運輸部あてまでご提出ください。

3. 届出作成上の留意点

①運賃・料金届出の対象事業

運賃・料金の届出対象となる事業は、外航貨物定期航路及び旅客定期航路を利用する貨物利用運送事業であり、外航貨物定期航路を利用しばら積み貨物を運送する貨物利用運送事業及び外航不定期航路を利用する貨物利用運送事業については、本届出は不要です。

届出をする運賃・料金には、港湾運送事業（港湾荷役）の料金は含まれません

②設定する運賃・料金

・設定する運賃・料金の種類及び額、適用方法についてそれぞれ作成して下さい。

③運賃・料金

・設定する運賃・料金については、当該利用運送部分（port to port）のみとし、港湾運送事業者に支払う費用は含まないものとします。

④運賃・料金表

・運賃・料金表には、品名、LCL、FCL（20フィート、40フィートの別）、航路、日本側積出港、外国の陸揚港（仕向港）を明記して下さい。
 ・上記が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。
 ・LCL貨物については、重量等单位による基本運賃を設定し（キログラム、トン、立法メートル等）、単位を明示してください。
 ・当該運賃にはサーチャージ等が含まれるのかどうか、オールインの運賃であるのかどうかについて注記して下さい。
 ・なお、複数の積出港から複数の仕向地への運賃が同一である場合には、これらの包括的記載でも差し支えありません。

⑤適用方法

・適用方法を記載したものについては、以下の内容が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。
 a) 当該料金が外航運送に係る第一種貨物利用運送事業に適用されるものである。
 b) 特定の荷主に差別的な取扱いをしないものである。

c) 運賃計算方法、割引方法について、業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。

d) 特殊貨物の取扱等他に必要な事項がある場合、その取扱方法等について記述されるものである。

e) 公序良俗に反しないものである。

・幅運賃については、変動する海上運賃市況を考慮することを目的としています。つまり、確定額の届出のみとした場合には、海上運賃市況の変動に合わせた機動的な運賃の変更に支障を来たすことや、またその届出が煩雑化することが考えられることから、それを簡素化することを目的として採り入れています。幅運賃の範囲を超える運賃額の変動があった場合には、すみやかに届出を提出してください。

⑥附帯料金

・貨物利用運送事業において発生する附帯業務に係る料金についても本届出の対象となります。また、届出されている運賃・料金以外に新たなチャージを徴収する場合にも改めて届出を提出する必要があります。（例：米国向けコンテナ貨物において、米国政府より事前提出が求められているマニフェストに係る作業料金としてA M S チャージを荷主より徴収する場合等。）

(様式7)

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名(役職) 印

運賃料金設定(変更)届出書

今般、運賃及び料金の設定(変更)を貨物利用運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
氏名又は名称
住 所
代表者氏名(役職)
2. 設定(変更)しようとする運賃及び料金を適用する利用運送事業の種別及び利用運送機関の種類
種別 第一種貨物利用運送事業
種類 外航海運
3. 設定(変更)する運賃及び料金の種類、額及び適用方法
別 紙
4. 運賃及び料金を設定(変更)した日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

【参考 2】運賃及び料金の設定届出書 関係法令

報告規則 3 条（運賃及び料金の届出）

第 1 項 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を経営する者に限る。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 30 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

- 第 1 号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第 2 号 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種類及び利用運送に係る運送機関の種類
- 第 3 号 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対象を明示すること。）
- 第 4 号 設定又は変更の実施日

第 2 項 貨物利用運送事業者（前項に規定する者を除く。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときには、運賃及び料金の設定又は変更後 30 日以内に、前項各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第 3 項 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 6 項に規定する不定期航路事業（貨物の運送に係るものに限る。）を営む者が行う貨物の運送又は海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する外航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第 2 条の 2 に掲げる貨物の運送若しくは同項に規定する内航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第 2 条の 3 第 1 項に掲げる貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項の規定にかかわらず、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよい。

国総貨複第 201 号（H15.3.18）

貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について

3 運賃及び料金の種類、適用方法について

運賃及び料金の種類、適用方法については以下に従い記載すること。

(1) 共通事項

- ① 貨物利用運送事業者が荷主から収受する運賃及び料金は、実運送事業者に支払う運賃及び料金に貨物利用運送事業者の取扱手数料（第二種貨物利用運送事業にあっては集配料を含むものとする。）を加算した額とする。
- ② 運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。
- ③ 運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うことが適当と考えられるものであることとする。また、割増・割引の対象が明確にされていないこととする。
- ④ 附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金とするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならないものとする。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとってわかりやすいものでなければならないものとする。

(3) 外航運送

- ① 外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、port to port又はdoor to portのものとする。（シー・アンド・エア、シベリア・ランド・ブリッジ等であっても同様。）また、港湾運送事業者に支払う港湾運送料金に係る料金は、届出の対象としないものとする。
- ② 外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。

(ア) 航路別品目・グループ毎に（例：家電製品、精密機械、自動車部品等）主要物品とその他の物品に分けて、重量等単位による基本運賃を設定する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等単位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。

- (イ) 主要仕向地の運賃を届け出ることとし、同運賃であれば複数の仕向地を一括して届け出る。主要仕向地ではない仕向地の運賃は、その算定の考え方を記載すること。
- (ウ) 運賃は円建てのほか、ドル建てでもよい。
- (エ) BAF、CAF、CFSチャージ等サーチャージは、基本運賃のほかに別途実費徴収する旨の記載でよい。

海上運送法

第 1 項第 6 号 この法律において「不定期航路事業」とは、「定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

海上運送法施行規則

第 1 条第 1 項 この省令において、「外航貨物定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う貨物定期航路事業をいい、「内航貨物定期航路事業」とは、その他の貨物定期航路事業をいう。

第 2 条の 2 2（貨率表の設定適用除外）

法第 19 条の 6（法第 19 条の 7 において準用する場合を含む。）の規定により貨率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあっては、次のとおりとする。

- 1 石炭、2 コークス、3 鉱石、4 塩、5 砂糖、6 セメント、7 肥料、8 木材、9 穀類、10 生動物、11 その他主としてばら積又は満船積を通例とする物

第 2 条の 3 第 1 項（貨率表の適用除外）

法第 19 条の 6 の規定により貨率表を定めることを要しない貨物は、内航貨物定期航路事業にあっては、次のとおりとする。

- 1 石炭、2 コークス、3 鉱石、4 塩、5 砂糖、6 セメント、7 肥料、8 屑ゴム、9 木材、10 穀類、11 銑鉄及び鋼材、12 わら工品、13 その他主としてばら積又は満船積を通例とする貨物